

「春の交通安全運動」実施要領

令和8年4月6日（月）～令和8年4月15日（水）

※4月10日は交通事故死ゼロを目指す日です

～ 重点項目 ～

1. 飲酒運転の撲滅
2. こどもが安全に通行できる道路交通環境の確保
3. 歩行者優先意識の徹底と「思いやり・ゆずり合い」運転の励行
4. 信号を守る（追突事故防止）
5. 妨害運転の防止

会員事業所が実施するもの

1	運動期間中は、各事業所において桃太郎旗等を掲げるとともに運転者への安全運転教育並びに指導を徹底する。
2	事業用トラック事故の約半数を占める追突事故を防止するため、運転者に安全な運行についての指導を徹底する。
3	適切な運行計画や乗務割を策定するとともに、点呼時には必ずアルコールチェッカーを使用して酒気帯びの有無について確認し、運転者の健康状態を十分把握のうえ、適切な乗務指示を行う。
4	交通事故の要因となる違法駐車等の追放について、運転者に対し指導を徹底する。
5	当運動ポスターを掲示し、ポスター掲載の無事故カレンダーに交通事故発生の有無について日々「○×」を記入し、無事故達成に向けての指標とする。
6	車両の日常点検及び定期点検を確実に実施し、整備不良による交通事故を防止する。

ドライバーの遵守事項

1	飲酒運転は絶対にしない。
2	歩行中や自転車乗車中のこども、高齢者等を見かけたら、スピードを落とし、その行動に注意するなど、より慎重な運転に努める。
3	横断歩道に歩行者を見かけたら、横断歩道手前で一時停止し、歩行者の横断を妨げない。 特に、左折時には、車体の死角に入りやすい歩行者や自転車の動きには細心の注意を払い、危険を予測した運転を徹底する。
4	信号を守り車間距離の適切な保持など追突事故防止に努める。
5	重大な交通事故につながる悪質性・危険性の高い妨害運転（あおり運転）をしない。

（公社）福岡県トラック協会

